

院内感染防止対策の取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

当院の院内感染対策は、院内感染の防止に努め、院内に関わる全ての人を守るために標準予防策の観点に基づいた医療行為を実践しています。

病院内・外の感染症情報を共有し、院内感染の危険及び発生に対し迅速に対応する活動体制をとっています。

2. 院内感染対策の組織体制と取り組み

- ① 病院長、所属長で構成された対策方針を決定する「院内感染防止対策委員会」を設置し、委員会は月1回（第4水曜日）、必要時には随時開催します。
- ② 実働組織として感染制御チーム（ICT）を設置し活動を行っています。

主な活動内容

- ・週1回のラウンドを行い、指導や感染問題に迅速に対応しています。
- ・院内における感染症発生防止のための監視活動、手指衛生実施状況の監視、耐性菌監視抗生剤使用量のモニタリングと適正使用の推進など。
- ・院内感染防止対策マニュアルの作成、改定
- ・感染防止対策地域連携施設（ツカザキ病院）との会議と感染防止対策のための取り組みの検討など。

3. 院内感染防止対策のための職員に対する教育

年に2回以上の全職員を対象とした院内感染防止対策に関する研修会を開催し、職員の感染対策に関する意識や知識向上に努めています。



4. 感染症の発生状況の報告体制と取組み

各部署からの感染症発生報告・週報提出と、随時に感染者及び職員の発生時のICTへの報告体制がとられており感染防止対策を適切に実施するとともに、全職員に情報提供し、注意喚起を行っています。

5. 院内感染発生時の対応体制と取組み

感染者が異常発生した場合は、速やかに感染源や感染経路を究明し、感染拡大防止に尽力します。また、必要に応じて行政機関への各種の届け出や連絡を行います。

6. 患者さんへの情報提供

インフルエンザなどの感染症の流行がみられる場合には、ポスター掲示などで広く院内に情報提供を行います。合わせて手洗い、マスク着用などについて、感染防止の理解と協力をお願いします。

7. その他

病院職員は、自らが院内感染源にならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、B型肝炎、インフルエンザなどの予防接種に努め健康管理に留意します。院内感染防止のため、病院職員は各職場共通の「院内感染対策マニュアル」を遵守します。マニュアルは、改訂ごとに職員に周知徹底します。



当院イメージキャラクター
なかピー

2019年11月1日 作成
2026年4月15日 改定